



令和6年

年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動



呉市・交通安全推進協議会連合会

期 間 12月1日(日)～12月10日(火)

運 動 重 点

- ①歩行者の安全な通行の確保
- ②高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止
- ③飲酒運転等の根絶
- ④自転車等の安全利用の推進

広島県交通安全年間スローガン

「今日もまた あなたの無事故 待つ家族」

自転車用ヘルメット購入助成 補助金申請受付中！

呉市では、自転車利用者の安全性の向上を図るため、自転車用ヘルメットの購入費の一部を補助（最大 2,000 円）しています。

呉市にお住まいで、令和6年4月1日以降に安全基準を満たしたヘルメットを購入された方が対象です。

詳細は呉市 HP をご覧ください。⇒

【呉市 HP】



呉市役所 地域協働課 市民センターグループ (0823) 25-3283
裏面もご覧ください。

重点① 歩行者の安全な通行の確保

- 歩行者は横断歩道を横断する際、**左右の安全確認**を必ず行いましょう。
- ドライバーの皆さんは、信号機のない横断歩道で歩行者を確認したら、横断歩道の手前で**減速**し、**停止**するようにしましょう。



重点② 高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止

- 高齢になると運転に必要な能力が低下してきます。**高齢者マーク**を使用するよう心がけましょう。**安全運転サポート車**の利用も事故を防ぐ手段の一つです。
- 運転に自信がなくなったら家族などに相談し、**運転免許証返納**を検討しましょう。
- 二輪車に乗るときは、**正しくヘルメット**を着用し、**プロテクター**も装着しましょう。



重点③ 飲酒運転等の根絶

- 飲酒運転**は、交通事故につながり**大変危険**です。
「飲んだら絶対運転しない。飲む席に車を運転していかない。
運転する人に酒を勧めない。」ことを徹底し、**飲酒運転の根絶**を目指しましょう。

重点④ 自転車等の安全利用の推進

- 自転車は、軽車両に位置づけられた「**車のなかま**」です。交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。
- すべての自転車利用者は**ヘルメット**を着用し、特に幼児を幼児用座席に乘せるときは、**乗車用ヘルメット**及び**シートベルト**を着用するようにしましょう。
- 自転車の**損害賠償責任保険**等に**必ず加入**しましょう。

**道路交通法の改正により、令和6年11月1日から、
「自転車運転中の携帯電話使用等（ながらスマホ）」及び
「酒気帯び運転」が罰則の対象となりました。**

携帯電話使用等 ➡ 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転 ➡ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

